互助会だより

「鬼王丸（おにおうまる）」「柚鬼媛（ゆきひめ）」鬼北町

2021年
（令和3年）
1月号
第127号

◆年頭のごあいさつ …… 2
◆新役員・新評議員決まる …… 3
◆知っておきたい　退職後の互助会事業 …… 4～6
◆ライフプランセミナー等の開催中止 …… 7
◆みんなのMYポータルの利用開始 …… 7
◆退職後も受けられる給付金 …… 7
◆告知要求制限に係る事務取扱い …… 7
◆がん保険・共済グループ保険等の募集結果 …… 8

一般財団法人愛媛県市町村職員互助会

年頭のごあいさつ

一般財団法人愛媛県市町村職員互助会
会長　加藤　章

新年あけまして おめでとうございます。

会員の皆様には、ご家族お揃いでお健やかな令和3年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、本会の事業運営に関しまして、平素より多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私は、昨年12月に開催されました第135回理事会におきまして、会長にご推挙をいただき、その重責を担うこととなりました。

今日の互助会を取り巻く極めて厳しい情勢の中、その使命の重大さを痛感し、本会の目的であります公共の福祉の向上に寄与するとともに、市町職員等の福利厚生事業発展のため、新たな決意をもって諸課題に取り組む所存であります。

さて、本会は、会員の皆様の互助制度の組織として昭和57年に発足し、平成25年4月の一般財団法人への移行を経て、本年で40年目を迎えることとなります。

昨年は、公益事業の実施につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が一部ありましたが、発足以来、会員とそのご家族の皆様方のご期待に沿うべく逐次事業内容の充実を図り、皆様方のご協力をいただきながら互助会事業の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、少子高齢化や感染症などによる社会経済情勢の大きな変動の中で、年金、医療などの社会保障制度をはじめ、地方公務員の定年年齢の延長などが検討されております。

これらのことは、本会の事業運営に大きな影響を及ぼすものでありますので、本会役員・評議員の皆様に令和3年度以降における互助会事業について、ご検討をいただいております。

いずれにいたしましても、多くの課題が山積する大変難しい時期にあたっての会長就任でございますが、役職員一丸となって互助会事業の円滑な運営のために努力してまいる所存でございますので、何卒、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方の益々のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

賀正

【会　長】加藤　章（東温市長）
【副会長】武智　邦典（伊予市長）
【副会長】三谷　仁（今治市職員）
【理　事】管家　一夫（西予市長）
【理　事】西尾　祥之（宇和島市職員）
【理　事】黒井　俊博（宇和島市職員）
【監　事】河野　忠康（久万高原町長）
【監　事】上本　隆弘（砥部町職員）
【評議員】篠原　実（四国中央市長）
【評議員】石川　勝行（新居浜市長）
【評議員】坂本　浩（松野町長）
【評議員】山内　貴志（新居浜市職員）
【評議員】井関　文彦（松山市職員）
【評議員】久保　竜児（伊予市職員）
【評議員】野田　裕久（愛媛大学法文学部教授）
【評議員】池田　正司（元松山市職員）
【評議員】白石　孝夫（前愛媛県市町村職員年金者連盟会長）
【評議員】玉井　信正（愛媛県市町村職員共済組合事務局長）

外職員一同

新役員・新評議員決まる！

愛媛県市町村職員共済組合の任期満了に伴う組合会議員選挙に伴い、本会の理事5人、評議員1人、監事1人が令和2年12月17日付けをもって辞任され、令和2年12月開催の第39回評議員会において、後任の役員、評議員が選任されました。

また、同月開催の第135回理事会において会長及び副会長が選定されました。

なお、評議員の任期は、令和3年6月開催の定時評議員会まで、理事及び監事の任期は令和4年6月開催の定時評議員会までです。

役員

会　長
加藤　章

副会長
武智 邦典

副会長
三谷　仁

理　事
管家 一夫

監　事
河野 忠康

理　事
西尾 祥之

監　事
上本 隆弘

理　事
黒井 俊博

評議員

評議員
坂本　浩

評議員
石川 勝行

評議員
篠原　実

評議員
久保 竜児

評議員
井関 文彦

評議員
山内 貴志

評議員
玉井 信正

評議員
白石 孝夫

評議員
池田 正司

評議員
野田 裕久

退任された役員及び評議員

理　事　菅　良二（今治市長）
理　事　高門 清彦（伊方町長）
理　事　戸田 光文（西条市職員）
理　事　上田 昌宏（伊方町職員）
理　事　細川 洋一（松野町職員）
監　事　岡本 靖（松前町長）
評議員　宮脇 馨（上島町長）※
評議員　和田 雅志（久万高原町職員）

この度、退任されました役員、評議員の皆様には、任期中のご尽力に対し心から感謝申し上げます。

※評議員 宮脇馨（上島町長）は、令和2年11月6日付け辞任

知っておきたい 退職後の互助会事業

互助会の退職者医療給付事業、共済グループ保険等の退職後の継続加入等については、次のような取扱いになります。詳細やご不明な点は、互助会までお問い合わせください。

1 退職者医療給付事業

加入手続

退職者医療給付事業に「加入する」又は「加入しない(加入できない)」のいずれかによって、次の手続きが必要となります。

退　職

● 退職者医療給付事業の加入資格

①退職会員…満55歳以上で満70歳までに退職した者
②配偶者特別会員…満55歳以上で満70歳までに死亡退職した現職会員の配偶者で、満55歳以上満70歳までの者

加入資格がある
①共済組合の任意継続組合員・被扶養者である。
②国民健康保険又は健康保険の被保険者・被扶養者である。

加入資格がない

退職後20日以内に提出(所属所経由)
退職医療返還一時金請求書(※6月上旬～中旬頃に送金)

加入する

加入しない

※被扶養者・・・主として退職会員の収入により生計を維持している70歳未満の者で、愛媛県市町村職員共済組合の認定基準や取扱いを準用して、互助会が認定した者をいいます。新たに被扶養者の認定要件を備える者が生じた場合、又は認定要件を欠くことになった場合は、「退職会員・配偶者特別会員被扶養者申告書」により遅滞なく互助会に届出してください。
　なお、被扶養者の認定を受ける場合は、扶養の事実が生じた日から30日以内に届出してください。30日以内に届出がされない場合は、互助会が受理した日から認定の効力を生じることになります。取消の場合は、取消の事実が生じた日に遡及して取消となります。

退職後20日以内に提出(所属所経由)
退職会員・配偶者特別会員資格取得申出書
※資格取得時の被扶養者は、資格取得申出書に記載し、必要書類を添付する。

一時拠出金の算定・払込書の送付(※5月頃)
平成7年4月1日以後の現職会員の掛金払込期間が360月に満たない者は**一時拠出金**の払込みが必要です。(※5月末日までに納付)

一時拠出金の入金確認後、次の書類を退職会員のご自宅へ送付(※5月～6月中に送付)
・退職会員証・配偶者特別会員証
・退職医療給付金請求書(10部程度)
・退職者医療給付事業のしおり

→ **退職医療給付金の請求**
給付金の決定、送金

会員期間中に現職会員になった場合、脱退・死亡した場合
・退職会員・配偶者特別会員資格喪失申出書 兼退職医療脱退一時金請求書
・退職会員・配偶者特別会員資格喪失申出書 兼退職医療死亡弔慰金請求書

(必要に応じて提出するもの)
氏名変更・口座変更・健康保険の変更
退職会員・配偶者特別会員被扶養者異動報告書

※添付書類などの保険者番号、被保険者記号番号はマスキングしてください。

一時拠出金の算定

〔事例〕昭和61年4月1日までに現職会員である者が令和2年3月31日に60歳で退職した場合

一時拠出金の算定	一時拠出金(A)	算定基礎給料 316,000円 ※算定基礎給料は、退職月の掛金の標準となった給料月額又は毎年1月1日現在の現職会員の平均給料月額のいずれか少ない金額	× 1.5/1000 × 60月 = 28,440円 (360月−平成7年4月分以後の掛金払込月数)
	一時拠出金(B)		× 1.0/1000 × 168月 = 53,088円 (平成18年4月分以後の掛金払込月数)
	控除額(C)	5,000円 × 0年 = 0円	(満60歳を超えて資格取得する場合、一時拠出金から差し引きます。)
	退職餞別金(D)	(5,000円×6年) + (8,000円×3年) + 0円 (特例) = 54,000円	(平成6年10月31日までに現職会員の資格を取得していた者は、一時拠出金から退職餞別金を差し引きます。)
	一時拠出金払込額(A+B-C-D)	(A) 28,440円 + (B) 53,088円 − (C) 0円 − (D) 54,000円 = 27,528円	

会員期間

退職会員又は配偶者特別会員の資格を取得した日から、満70歳に達した日の属する月の月末までの間となります。
(※誕生日が1日の場合は、前月の月末までとなります。)

❶退職医療給付金の内容

退職会員又は配偶者特別会員が満60歳に達した日から満70歳までの間において医療機関等で診療を受けた場合、及びその間において退職会員等の被扶養者(満70歳に達している者を除く。)が医療機関等で診療を受けた場合、当該医療機関等に支払った保険診療分の一部負担金が**1件につき7,000円(基礎控除額)を超えるとき**、その超えた金額(100円未満切捨て)を給付します。この場合、国民健康保険等から給付される高額療養費、共済組合等から給付される附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場合、その給付された金額は控除します。

なお、制度内容は、事業の収支状況、社会保障・地方公務員制度の状況等によって変更する場合があります。この場合、変更した制度内容は全会員に適用されることになります。

〔事例〕 退職会員、配偶者特別会員及びその被扶養者が支払った1件当たりの医療費に係る給付内容

※高額療養費の自己負担限度額が57,600円に該当する者で、直近12か月の高額療養費該当回数が1 ～ 3回の場合

医療費(自己負担額)	共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者	国民健康保険又は協会けんぽの被保険者及びその被扶養者
57,600円	共済組合から高額療養費が支給	国民健康保険又は協会けんぽから高額療養費が支給
25,000円	共済組合から附加給付等が支給	互助会から退職医療給付金が支給
7,000円	互助会から退職医療給付金が支給	
	自己負担	自己負担
	↓	↓
	退職医療給付金=18,000円	退職医療給付金=50,600円

給付金の種類

① 退職会員の診療に係る給付……本人医療給付金　② 配偶者特別会員の診療に係る給付……配偶者特別医療給付金

③ 被扶養者の診療に係る給付……家族医療給付金

●給付金請求の取扱い

受診者ごとに退職医療給付金請求書を作成し、次の必要書類を添付のうえ、互助会へ提出してください。なお、添付書類(証の写し)などの保険者番号、被保険者記号番号は、マスキングしてください。

① **領収書**……受診者氏名、受診年月、医療機関名、受診科、受診区分及び保険適用の自己負担額がわかる領収書 (領収印が押印されているもの)(写し可)

② **高額療養費該当者**…給付された高額療養費額のわかる医療保険者からの支給決定通知書の写し

③ **その他**……医療機関において「限度額適用認定証」若しくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を使用した場合、その認定証の写し

●1件の取扱い等

区　分	取　扱	例
1 診療を受けた医療保険制度ごとに1件	医療保険制度を異にして診療を受けた場合は、医療保険制度ごとに1件	月の途中で協会けんぽから国民健康保険に変更し、それぞれで診療を受けたとき…2件
2 診療を受けた月ごとに1件	月の初日から末日までの診療についての1か月を1件	同じ医療機関での診療が2か月にわたったとき…2件
3 診療を受けた医療機関ごとに1件	同じ月に医療機関を異にして診療を受けた場合は、医療機関ごとに1件	同じ月にA病院、B病院で診療を受けたとき…2件(複数科を有するA病院において、複数科にわたって診療を受けたときは1件)
4 入院と通院の場合は、それぞれ1件	同じ月に同じ医療機関で入院と通院による診療を受けた場合は、入院、通院ごとにそれぞれ1件	同じ月に入院→通院→入院したとき…2件
5 医療機関と保険薬局とが区別されている場合は、それぞれ1件	同じ月に診療を受け、診療を受けた医療機関での処方箋により保険薬局で薬代を支払った場合は、それぞれ1件	受診した医療機関の処方箋により、保険薬局に薬代を支払ったとき…2件

※給付対象外

①室料差額等の保険適用外のもの(予防接種、健康診断、文書料、室料差額、自費による歯科治療等)、②入院時における食事療養標準負担額、③受診時定額負担(特定機能病院及び地域医療支援病院を紹介状なしで受診)

❷退職医療返還一時金の内容

現職会員が退職又は死亡退職した際に、退職会員の資格取得要件を満たさないとき又は資格取得要件は満たしているが退職会員となることを希望しなかったとき、次の①及び②に掲げる金額の合算額を給付します。

① 平成7年4月1日から平成18年3月31日までの現職会員であった期間の年数(6月未満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げ)1年につき5,000円を乗じた額

② 平成18年4月1日以後の現職会員であった期間の年数(6月未満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げ)1年につき2,000円を乗じた額

〔事例〕 昭和57年4月1日に会員の資格を取得した者が令和2年3月31日に退職した場合の退職医療返還一時金の額 ▷

①5,000円×11年=55,000円
②2,000円×14年=28,000円
退職医療返還一時金の額(①+②)=83,000円

❸退職医療死亡弔慰金・退職医療脱退一時金の内容

60歳以上70歳未満の退職会員、配偶者特別会員が死亡したとき又は脱退したとき(現職会員になったときを含む。)は、死亡日(又は脱退日)の翌日から70歳に達するまでの年数1年(1年未満切捨て)につき10,000円を支給します。

なお、資格取得申出をした55歳以上60歳未満の退職会員、配偶者特別会員が死亡したとき又は脱退したとき(現職会員になったときを含む。)は、一時拠出金相当額などを給付します。

2 厚生事業(退職後の共済グループ保険・がん保険・互助会積立年金)

退職継続者の取扱い

種類		加入条件	加入対象者	加入内容	退職後の保険料等
共済グループ保険	団体定期保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合	元組合員と配偶者(※こどもの加入はできません。)	満80歳6か月まで継続加入ができます。改めて次の5コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 ・500万円コース ・450万円コース ・250万円コース ・200万円コース ・100万円コース	○退職(年度末)した年の未払い保険料(4月～12月分)は、所属所を経由して一括払込みとなります。一括払込みいただくことにより、12月末まで退職時の保険内容が適用されます。(団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度、療養給付プラン及び長期療養給付プラン) ○退職した年の翌年以降の保険料は、登録口座より毎月の口座振替をします。また、併せて手数料314円／月(消費税10%込)を振り替えます。(初回:退職した年の12月) (団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度及び重病克服支援制度)
	団体定期保険プラス	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組合員と配偶者	満80歳6か月まで継続加入ができます。改めて次の各4コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 〔元組合員〕 ・500万円コース ・250万円コース ・150万円コース ・100万円コース 〔配偶者〕 ・400万円コース ・200万円コース ・150万円コース ・100万円コース	
	医療保障保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組合員と配偶者(※こどもの加入はできません。)	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満69歳6か月まで継続加入ができます。	
	医療費支援制度	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組合員と配偶者(※こどもの加入はできません。)	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満69歳6か月まで継続加入ができます。	
	重病克服支援制度	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組合員と配偶者	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満71歳6か月まで継続加入ができます。	
	療養給付プラン	退職した翌年1月以降の継続加入はできません。	―	―	○退職(年度末)した年の未払い保険料(4月～12月分)は、所属所を経由して一括払込みとなります。
	長期療養給付プラン	退職した翌年1月以降の継続加入はできません。	―	―	

※退職した翌年の加入については、退職時に加入していた保険金額の範囲内でコース選択することになります。

※口座振替及び配当金に係るご案内等の事務につきましては、業務委託業者である「株式会社　日本共同システム(NKS)」が取り扱います。
なお、口座振替ができない月が2か月続くと「脱退」扱いとなりますので、ご注意ください。

がん保険	退職時の加入内容で終身加入することができます。退職した年の未払い保険料は、所属所を経由して一括払込みとなります。(※商品により、4月～10月分、5月～11月分) その後の保険料は、1年分の一括前納となります。(※毎年10月に互助会から加入者あてに保険料の払込みのご案内をします。)
互助会積立年金	退職をもって積立ては終了しますので、加入されている方は、退職の際に一時金あるいは年金として受け取るか選択してください。 ア　年金受取コース(10年、15年、20年確定年金・10年、15年、20年保証期間付終身年金) イ　一時金受取コース ※年度末退職の方には、毎年1月中に、積立年金の払込満了のご案内(満了日、予想積立金額と払込保険料額など)をお送りしますので、お受取方法の参考にしてください。なお、アは、退職時の積立額・払込年数によっては、選択できない場合があります。

お知らせ

「ライフプランセミナー」及び「退職予定者相談会」の開催中止について

50歳以上の会員を対象としたライフプランセミナー及び退職予定者相談会は、毎年、当互助会と愛媛県市町村職員共済組合が共同で開催していますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催中止としております。ご参加を予定されていた今年度退職予定の皆様には、退職予定者相談会の資料をお送りしていますので、ご参照ください。また、ライフプランセミナーの資料は、退職予定者のうち、50歳から60歳までの希望される方に、一般財団法人地域社会ライフプラン協会の資料をお送りする予定にしています。

なお、退職後の互助会事業におけるご不明な点は、当互助会までお問い合わせください。

退職される現職会員の皆様には、退職時などに係る給付金の請求を忘れないようにしていただきますとともに、退職後の互助会事業（4P～6P）をご理解いただき、退職後の豊かな生活設計の一助としてご利用・ご活用ください。

―共済グループ保険・積立年金―「みんなのMYポータル」の利用開始について

令和3年1月1日から、利便性向上のため、共済グループ保険・積立年金の引受会社である明治安田生命保険相互会社が開発したWebシステムの専用ポータルサイト「みんなのMYポータル」が利用できるようになります。

共済グループ保険や積立年金にご加入されている方及び未加入の方の全員が利用できる共通サービスは、共済グループ保険の商品内容、資産形成情報及び健康増進情報の閲覧ができます。

また、ご加入いただいている会員の皆様は、共済グループ保険や積立年金のご自身の加入内容の閲覧ができます。閲覧の際には、加入者IDやパスワードが必要ですので、お手元に登録手続きのはがきが届きましたら、ID及びパスワードの登録をお願いします。

なお、共済グループ保険のうち「療養給付プラン」、「長期療養給付プラン」については、引受会社が損害保険ジャパン株式会社のため、このサイトでは加入内容などの確認ができませんのでご了承ください。

―退職後も受けられる給付金―「結婚祝金」「出産祝金」の請求について

現職会員が退職後3月以内に結婚したとき、現職会員が退職後6月以内に出産したときは、それぞれ「結婚祝金」、「出産祝金」が受けられますので、退職時の所属所を経由して請求してください。

―告知要求制限に係る事務取扱い―

医療保険の被保険者等の記号・番号が個人単位化されたことに伴い、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が健康保険法等に設けられ、令和2年10月1日から施行されました。

これを受けて、互助会の各種様式の一部改正を行い、改正後の様式においては、保険者番号及び被保険者記号・番号の記載を求めないようにするとともに、提出書類として、保険証等の写しを添付する場合は、保険者番号及び被保険者記号・番号をマスキングのうえ提出していただくことになります。

なお、マスキングされていない場合は、互助会においてマスキングします。

また、告知要求制限による各種様式等の一部改正に係る互助会ホームページの更新については、令和2年10月1日に行っています。

がん保険・共済グループ保険等の募集結果

がん保険（令和2年11月から適用）につきましては、令和2年6月～7月に、共済グループ保険及び積立年金（令和3年1月から適用）につきましては、令和2年7月～9月にかけて募集いたしました。

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、募集に当たりましては、公務ご多忙のところ、格別のご理解とご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

引き続き、会員の皆様が在職中のみならず退職後におきましても安心して生活できるよう、また少しでも皆様のお役に立てるよう充実した制度にしたいと考えておりますので、ライフプランをご計画される際には、ご加入についてご検討ください。

なお、令和3年1月1日現在の共済グループ保険等の加入状況は下表「加入状況」のとおりです。

加入状況

（令和3年1月1日現在）

区分			加入者数（人）	保険金等（千円）	月額保険料（円）
がん保険	会員		2,202	—	6,812,619
共済グループ保険	団体定期保険	組合員	7,679	132,117,000	35,758,701
		配偶者	1,882	7,459,000	2,224,061
		子供	1,095	3,189,000	414,570
		計	10,656	142,765,000	38,397,332
		ボーナスコース	3,675	32,585,000	35,461,055
	団体定期保険プラス	組合員	5,795	36,634,000	6,490,408
		配偶者	1,386	2,682,000	472,799
		計	7,181	39,316,000	6,963,207
		ボーナスコース	2,613	22,050,000	19,792,175
	療養給付プラン		1,095	88,422	2,090,228
	長期療養給付プラン		15	1,189	32,860
	医療保障保険	組合員	3,162	12,701	6,439,038
		配偶者	551	2,344	1,239,614
		子供	489	2,101	470,877
		計	4,202	17,146	8,149,529
	医療費支援制度	組合員	3,802	96,425	1,755,630
		配偶者	513	13,050	267,281
		子供	338	8,450	115,934
		計	4,653	117,925	2,138,845
	重病克服支援制度（主契約）	組合員	3,797	5,877,000	6,120,234
		配偶者	598	823,000	837,303
		計	4,395	6,700,000	6,957,537
積立年金	月払	一般型	267	770口	1,540,000
		個年型	650	2,311口	4,622,000
		計	917	3,081口	6,162,000

互助会の概況

（令和2年11月末現在）

- 所属所数　43
- 会員数　現職会員数　16,133人
  退職会員数　2,944人
- 被扶養者数　17,102人
- 給料月額　300,906円

表紙によせて

「鬼王丸」「柚鬼媛」鬼北町

鬼のまちづくりの取り組みとして町内の道の駅に誕生した2つのモニュメント。「森の三角ぼうし」にいる鬼王丸は「学業成就」、「金運アップ」、「恋愛成就」の願いを叶える力があるとされ、鬼王丸のそばにある宝くじ売り場では高額当選が続出中。「日吉夢産地」にいる柚鬼媛は「家内安全」、「縁結び」、「安産祈願」の願いを叶えることができるとされています。

発行所／一般財団法人愛媛県市町村職員互助会　松山市三番町5丁目13番地1　TEL／089-945-4045㈹　編集発行人／山内 定樹